

平成26年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成26年9月12日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	小野浩史君	住民こども部長	桐戸博康君
健康福祉部長	鈴木司君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 消防署長	壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は13名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 中根久治君、6番 都築一三君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き通告順に従い質問を許します。

9番、水野千代子君の質問を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

地域包括ケアシステムの構築についてであります。日本人の平均寿命は、男性・女性ともに更新をしております。最も人口が多い1947年から49年前後に生まれた世代、いわゆる団塊の世代が2025年には75歳以上となり、医療と介護の需要の急増が見込まれています。厚労省では、2025年の75歳以上の高齢者は2179万人、全人口の18.1%に登り、65歳以上では3,657万人、30.3%と推計をしています。こうした超高齢社会に対応するため、2025年度をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に受けられる、地域包括ケアシステムの構築を実現することが重要となってまいります。地域包括ケアシステムの構築は、自治体により高齢者を取り巻く環境が違いうように、それぞれ地域の实情に即した取り組みが必要となってきます。本町の高齢者の日常生活での実態調査、分析はされているかをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 本町におきましては、第6期の介護保険事業計画、27年度から29年度でありますけれども、今年度策定を進めておるところでございます。その中で、65歳以上の方を対象としまして、人数にしまして1,181名の方を抽出をしまして、生活の動作であるとか、介護の割合、転倒リスク、認証リスクなどのさまざまな項目にわたりますニーズの調査を実施をしました。この結果の中で、さまざまなことがわかってきましたので、今後この分析といいますか、その結果をもとにして、第6期の介護保険事業計画のための、目標達成のための施策を考えていきたいということを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ニーズ調査を行ったということで、本町の現況がわかると思います。そしてまた、介護が必要となったときには、でき得る限り住みなれたところで生活を続けたいという、願っていることも明らかになっているのではないのでしょうか。本町の65歳以上76歳未満の人数、また高齢化率、75歳以上の人数、高齢化率の現況と2025年の推移、また介護の需要予測をお聞きをいたします。

また、法定で定められております高齢者福祉計画の見直し期間5年、介護保険事業計画の3年の見直し期間の、幸田すこやか長寿プラン21が本年度最終期間でございます。来年度策定される計画は、2025年までのサービス給付保険料の水準も推計をして記載をして、中長期的な視野に立った施策の展開が必要であるというふうに思うわけですが、本町の考えをお聞かせください。なお、認知症の関係は次の2項目めで質問してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 本町におきます、平成26年の8月1日現在での人数でございますけれども、65歳以上の方については7,576名。75歳以上の方は3,241名でありますので、65歳から74歳まではその差し引きということになるわけですが、高齢化率につきましては、65歳以上の方の割合ということで、19.3%となっております。全国、県に比べても低い率であるというふうなことがわかると思います。

それから2025年、平成37年ですが、団塊の世代が高齢者が多くなるというふうに言われておるその推計ですけれども、国立人口問題研究所が推移した数値でしかちょっと数値が出ておりませんのでその数値ですが、人口が4万1,041人、65歳以上の人数については9,285人、75歳以上の人数が5,285人ということで、高齢化率につきましては22.6%、全国で30%強ということですので、それよりもかなり低い率であろうというふうに考えております。

それから、2025年までの中長期的な視野に立った計画の策定の関係ですけれども、今、一応その介護の需要予測については、まだ実は第6期の介護保険事業計画には盛り込んでいくための、今、作業中でございます、その予測についてはまだちょっとわかっておりませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本町では、高齢化率は国や県の平均よりも低いわけでございますが、着実に高齢化は進んで、介護の需要も多くなっていくということでございます。介

護の需要の予測はまだ立っていないということでございますが、やはり今回の第6期の計画には中長期的な、やっぱり視野に立った予測、また施策を考えていっていただきたいというふうに思っております。

それから、介護事業所による既存のサービスに加えまして、NPO、民間事業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するとともに、高齢者自身が支え手側となるということもございまして。高齢者の健康増進や介護予防を目指すためにも、ボランティアポイント制度を活用している自治体が現在ふえております。支援を必要としている高齢者の外出支援や、生活支援の要望などに元気な高齢者が応え、その活動実績に応じてポイントを付与して現金などに交換するものでございます。私は、7月8日、埼玉県さいたま市に視察にいらしてまいりました。さいたま市では、介護ボランティア制度として、60歳以上の方が介護施設などでボランティア活動を行い、ポイントをもらい、一定以上たまったら奨励金、寄附、シルバー現金応援券、これは商品券でございまして、これを選択して付与されておりました。また、ラジオ体操とかゲートボールなど、健康づくりに参加するとポイントがもらえる長寿応援制度や、75歳以上の方が対象のアクティブチケット交付事業なども行っておりました。高齢者の社会参加、生きがいをづくり、また介護予防につながる事業を展開しておりました。地域の支え合いともなるこの制度の導入を、本町にも提案をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 介護のボランティアのポイント制度につきましては、平成19年の5月に、厚労省が高齢者の介護予防の取り組みとして、その実施を認めた制度であるわけですが、基本的には高齢者のボランティア精神を尊重しまして、本人の健康増進であるとか介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいをづくりを促進をするということを目的として取り組んでおるものであります。たまたま、ちょっとデータ的には、厚労省の調査で全国で1,742の自治体を調査されまして、その中で206の団体が取り組みをしておるといふ数値が上がっております。県内におきましても、近隣では岡崎、碧南、刈谷、高浜、日進、そういったところが取り組んで、多くのところがその事業に取り組んでおるわけですが、本町においては、現在特養であるとかお話し相手といひますか、それと芸能の披露だとか、清掃だとか、ボランティアの方がさまざま施設におきましてそういった活動を実は取り組んでおっていただいております。ポイント制度までは行きませんが、そういった活動実態があるということでもあります。今後、新しい地域支援事業の生活支援サービス、これに対応していくためには当然そういったボランティアの方、担い手の確保が必要になってくるということでございまして、その制度の導入につきましては、一度検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 確かにこの制度を導入しているところも、今言われました206自治体でございまして、また近隣でも導入をされております。本当に本町におきましては、ボランティアの方々も精力的に特養等に出かけて、さまざまな支援活動をやっている

ということはよく知っているとありますが、やはりそういう方々以外にも、ポイント制度でまたそういうものだったら自分も参加したいという、新たなその支援者が出てくるという可能性もございますので、積極的に制度の導入をお願いしたいというふうに思います。私が調べたところによりますと、豊明市では「アクティブシニアクラブ」という名前でやられておりますし、日進市では「にしんおたしゃボランティア」として、高齢者の健康増進や介護予防を目指しているということで、好評だということも伺っておりますので、前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、高齢者の方々に、個々の状況も違うし環境も違います。一人では声を上げられない人もございます。高齢者の孤立の防止、また消費者被害の防止、さらには社会参加また交流を促すなど、地域で顔の見える高齢者の見守りネットワークをつくる必要はあるかなというふうに思うわけですが、そのお考えをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） ボランティアのポイント制度につきましては、現在の活動をしていただいている方との関係もございますので、また一つ慎重に検討していきたいというふうに考えております。

高齢者の方の見守りのネットワークの件でございますけれども、今現在、高齢者の方については、民生児童委員の方であるとか、在宅介護支援センター、それから地域支援センターなどによりまして、その高齢者の方々の見守りをさせていただいておるところでございます。私どもも、もう少し実は広い範囲の方、例えば新聞配達であるとか、電気の検針であるとか、そういったさまざまな方たちのかかわりを持っていただくことも必要であろうというふうなことも考えておりますので、その見守りのネットワークについては、もう少し拡大をしながら進めていけたらなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 高齢者の方の見守りの拡大をしながらということで、新聞配達とか電気の検針、確かに新聞の配達の方は朝早く1軒1軒配ります。電気の検針は、割合昼間の方々が検針を見てくださいのかなというふうに思いますので、時間的にはこういう方々を今まで以上に拡大していただければ、見守りができるかなというふうに思っております。本町では、最大応援等でもさまざまな市町とか企業と協定を結んでおります。ぜひとも、高齢者の支援としてこういう方々、今、部長が言われました新聞配達とか電気の検針等の方々にも拡大をして、さらなるネットワークを広げていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、地域支援事業の中の生活支援サービスを実施するために、生活支援コーディネーターの配置について、どのように考えているのかということをお聞かせをください。平成30年4月までに、全ての市町村で実施予定というふうに国は言われておりますが、本町はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 生活支援コーディネーターというのはよくわかりませんが、地域で生活支援、介護予防サービス提供をするためにさまざまなものがあるわけですが、そういった提供体制の構築に向けた資源の開発であるとかネットワークづくり、

こういった機能を果たしていただくための方というのがコーディネーターだというふうに言われております。先ほど議員言われましたように、今後、当然市町村におきましては、平成30年4月を目標にしまして、その設置が必須条件というふうになってくることもお聞きをしております。新しい地域支援事業の総合事業の中では、今まで要支援の1・2の方についての予防給付のうちの訪問介護であるとか通所介護、こういったものが当然地域支援事業の中で取り組み、その計画をしなければならないということもございますので、そういったコーディネーターの方の設置については必要と思いますし、先ほど申し上げました、配置はしていかなければならないということでもありますので、できるだけ早い時期で、なかなか人選が難しいわけでございますけれども、早い時期でそういった選定も含め、配置に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） コーディネーターを早い時期にということで、検討してるということでございます。本当に人選がこれは大変かなというふうに思いますので、しっかりと人選をしていただいて、平成30年4月までといわずに、できる範囲で、早い時期にやはり設置をしていっていただきたいというふうに思います。多様な生活支援サービスの充実に向けて必要でございます。地域の支え合いの推進委員でございます。担い手の発掘などに合わせて、やはり進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、2014年度の介護給付費は10兆円、介護保険の全国平均は4,972円と予想されております。さらに、団塊の世代が後期高齢の75歳となる2025年度には介護給付費21兆円、介護保険料の全国平均は8,200円程度となると予想をされております。本町の保険料は他市町と比較してどうか、また今回見直される第6期では、どの程度の保険料を予想され、2025年にはどの程度となるというふうに予想されているのかということをお聞きをいたします。また、保険料負担の増大抑制として、低所得者の1号保険料の軽減を強化するとしておりますが、本町の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 介護保険料の関係でございますけれども、現在、町の保険料、月額基準額で3,800円ということになっております。ちなみに、現在の県内の市町村の中の下から5番目にあたるわけですが、最高の市におきましては名古屋市5,440円、最低では小牧市で3,647円、県内平均では4,768円ということになってるわけですが、第6期の計画の中にも、そういった保険料の算定については当然盛り込んでいくということで、今後の高齢者の伸びであるとか、介護サービス給付金の伸び、それらを見込みまして算定をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、本年度まだ、今、計画を策定中で、その辺の試算についてもまだ実はしておりませんので、現時点では第6期の保険料についてはまだ不確定ということでございます。

それから、2025年でどの程度という話でございますけれども、今回の第6期中では、その辺のところについては実は求められておりませんので、試算もしてございませ

ん。6期の中でできるだけ低くは設定をしたいと思っておりますけれども、これも先ほど申し上げました需要といたしますか、そういった給付の関係どうなるのかわかりませんので、そういった低くなるようには努めていきたいという気持ちで、算定をしていきたいというふうに考えております。

それから、軽減のお話でございますけれども、本町の底所得者の方への保険料軽減策については現在もしておるわけですが、第6期の計画の中では、国は今まで標準の6段階を9段階見直すということを計画をしてみえます。さらに、その低所得者の方の負担軽減も実はしておみえになるということで、本町の、先ほど申し上げました第6期の計画の中にも、そういった国の見直しに今合わせまして、当然改訂をしていかなければならないということで、国の基準に合わせるのかさらにそれよりも下げるのか、その辺について一度中身を検討しながら計画をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 介護給付費でございますが、本町は3,800円でということで、県下の中でも下から5番目だよということで、小牧市が3,647円で一番下だということで今お聞きをいたしました。2025年はまだわからないよ、6期も、今、策定中だというふうにいわれました。しかし、国のほうではもう既に倍ぐらいの予想になるのではないかというふうに、2025年ですね、というふうに算定をしているわけでございますので、この辺も参酌しながら、本町として第6期はどのぐらいにするのかということもしっかりと検討していただきたいと思いますし、また県下で下から5番目といわれますが、下にはまだ4市町があるわけでございますので、この辺も参酌いたしまして、やはり介護保険料の基準額が県下で一番低いというふうな幸田町と言われるような、そういう考えを示していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、低所得者への軽減でございますが、国のほうでは6段階を9段階というふうに今言われております。本町でもさらにこれも細分化をいたしていただいて、低所得者の負担をなるべく軽減をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住みなれた地域で自分らしい人生を送られるようにするためには、自治体を中心となって、在宅医療と介護の連携が軸となってまいります。国は、この連携を平成30年4月から全ての市町村で開始するとしております。市町村関係の連携もできるというふうに言われておりますが、本町の取り組み、またスタートはいつかをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 保険料軽減の関係につきましては、先ほど申し上げました、保険料の算定にあたります高齢者数であるとか給付の伸び、こういったものによっては変わってくると思います。なるべく低く、私どもも設定ができるようには努めていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、医療と介護の連携の関係でございますけれども、これも新しい制度の改正の中に、これも必須条件として在宅医療と介護の連携推進事業に取り組むこと、これを

求められております。この事業の中では、当然住みなれた地域で在宅で暮らしていただけるように、そういった医療と介護サービスを一体で提供すると、こういったことを目的にしながら取り組んでいくということでもあります。国から指示をされている中には、さまざまな資源の抽出であるとか、課題の抽出、その対応方法、それから医療サービス提供体制の構築であるとか、さまざまなものがあるわけですけれども、最終的には、30年の4月にはその全ての市町村でその実施が求められておりますので、本町におきましても、この第6期の計画の中で推進を図るべく計画を立てていこうということで今取り組んでおります。たまたま今取り組んでいる中で、地域包括支援センターが実は中心となって行っていておるわけですけれども、町内17の医療機関があるわけですが、その医療機関に対しまして訪問医療、かかりつけ患者の臨時往診等の実態の実態はケアマネの連携に関するアンケートを実施をしております。これが連携をするための足がかりになればいいかなというふうに考えておるわけですが、先ほど申し上げました30年の4月、これに向けてまたさらに推進体制を図っていきいたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 地域包括センターのほうアンケートを行ったということでございます。それを足がかりにして、やはり進めていっていただきたいと思っております。本町におきましては、町立の病院等もございませんので、やはり医師会と連携をとって、町内にある医療機関とも連携をとって進めていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、しっかりとしたこの医療機関、また医師会と連絡をとって進めていっていただきたいというふうに思っております。このように、地域の医療と介護を進める上でも、地域包括支援センターの役割は大きく、ますます重要になってまいります。人材育成と確保、機能強化を図っていく考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、現在ではもう社会福祉協議会、地域包括支援センターは一カ所でございます。今後、地域包括支援センターの役割は、先ほど言いましたように大きくなってまいります、そのためにも、増設の考えをお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員おっしゃられるように、地域包括支援センターの役割については、十分大切なものだということは我々も認識をしております。地域包括支援センターについては、国は中学校単位を一つのめどということであるわけですけれども、本町においては、日常生活圏を町全体と今考えておりました、一カ所で実施をさせていただいておるところでございます。今後さらに高齢者人口が進み、さまざまな事業を取り組み展開をしていく中では、当然そういった地域包括支援センターの役割というのはさらにまた重要になるということもございますので、この事業推進の中で人材の確保それから機能強化、これは必須であろうと思っております。こういったことについては、当然現体制の中でさらに拡充、拡大をしたことがとれるかどうかは一度考えていきたいということで、今考えてはおります。ただ、センターの増設につきましては、当面今現在一カ所でやっておりますものを、しばらくはそのままにさせていただこうかなと。将来どういう形になるかわかりませんが、必要な部分、場所、場合において、その時々

対応ということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今言われましたように、地域包括支援センターはさらに重要になってまいります。そして今言われましたように、人口1万人程度、中学校区の単位にすることが望ましいとされているわけでございます。昨日の議会の町長の答弁で、高齢者や子どもの居場所など、町民の憩いの場となるような絶対的な一体的な施設を建設したいというふういきのう答弁されたわけでございます。ぜひ、その中に地域包括支援センターを位置づけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、低所得者の高齢者の住まいの支援については、町営住宅などの活用も含めて検討をされているかどうかをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 地域包括支援センターにつきましては、拡大的に、昨日も申し上げた高齢者の対策とか等々におきましても、一体的な中に考えたいというふうに思っております。いろんな複合的な施設ということになろうかと思っておりますけれども、よく検討してつくってまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 高齢者の住まいの支援の関係でございますけれども、当然、地域包括ケアシステムの構築においては、住まいの提供の役割も位置づけをされております。そういった位置づけをされている中には、いわゆるサービス付の高齢者向け住宅、要介護者向け住宅、こういった住宅を求められておるわけですが、いかんせん町の町営住宅につきましては、そういったバリアフリーであるとか、さまざまな要因で非常に壁が高いと思います。高齢者向けの住まいの支援につきましては、現在の町営住宅の解消ができるかどうか、これはわかりませんが、都市計画サイドとの連携も当然必要になってくるのではなかろうかと思っております。そういった中で、今後どういった取り組みができるのか、また支援ができるのか、それについては今後の課題とさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 地域包括支援センターは、今、町長が言われましたように、総合的な今回考えていかれる施設の中で含めていきたいというふうに言われましたので、ぜひともそうしていただきたいと思います。

それから住まいのほうですが、現在確かにバリアフリーは町営はされておられません。しかし高齢化率が上がるに従って、必ず必要となってくるというふうに思いますので、この辺についてもしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

それから、私7月24日でございますが、三重県の四日市市の、地域住民組織と社会福祉法人が連携して高齢者を支援している取り組みを視察をしてまいりました。四日市市の西地区は、40年前林野を切り開いて造成した団地で、65歳以上の高齢化率は30%超に登り、住みなれた地域で互いに助け合いたいと、会員制の組織で「ライフサポート三重西」を結成されておりました。活動に賛同した会員から会費2,000円、65歳以上の人々が依頼されたごみの出し、家の中と外の作業、買い物、配食など日常生活

活支援を行って、住民の交流の場も提供しておりました。それぞれの利用料の10%が運営費で、残りは作業した人の報酬となっております。同じ地区内に、社会福祉法人「ぬくみ」というものがありまして、一人暮らしや夫婦のみの高齢者に食事の提供、総合相談、交流の場を提供しておりました。ぬくみでつくられた食事を、ライフサポート三重の方が配食をしておりました。このシステムは、平成24年度に推進者、協力者が集まりまして、市営住宅の空き家を事務所として確保し、地域支え合い体制づくり事業補助金を活用して行われている総合支援システムができ上がっておりました。これは年会費とサービス提供対価で賄う独立採算制で、参加型社会保障で地域包括ケアシステムの先進事例であるというふうに思っております。ぜひともこういうところを参考にし、進めていっていただきたいと思っております。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づいて地域の特性に応じて作り上げていくものでございます。2025年はあつという間に過ぎます。また、こうたすこやか長寿プラン21にも、高齢者の皆様が住みなれた地域で誇りと生きがいを持ち、たとえ介護が必要となっても安心して暮らせるまちづくりをつくるための計画というふうに書いております。安心して暮らせるまちづくりのために、地域包括ケアシステムの取り組みを進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 三重県の四日市市の例を御紹介いただいたわけですが、なかなかそこに住んでおみえになる方たちの意気込みといいますか、その意志も含めて非常に熱意を感じておるものがあります。本町におきまして、先ほど申し上げました実態をもとに、今後どういった取り組みができるのか、それも含めまして一度考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも考えていっていただきたいと思っております。

それから、認知症施策の推進についてお伺いをいたします。厚労省研究班の推計で、2012年65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推定で約462万、15%。認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人、13%と推計されております。65歳以上の4人に1人が認知症と予備軍と言われております。認知症となる可能性は年齢とともに高まるので、超高齢化を迎える日本の認知症高齢者はさらにふえると予想されております。平成24年9月、国は認知症施策推進5か年計画、オレンジプランでございますがこれを作成し、認知症の人が本人の意思が尊重されて、できる限り住みなれた地域でよい環境で暮らし続けることを望まれているものでございます。これまでの事後的な対応から、危機の発症を防ぐ早期事前的な対応に基本をおくとされております。本町の認知症施策推進5か年計画と、認知症の現状と、今後の予想をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認知症につきましては、全国で400万人を超える、460万人ぐらいというふうに今言われておると思いますが、本町におきましてのその実態の数というのは実は不明なんですけれども、厚労省がいますところの認知症の

症状が見られる判断、これは介護認定時での認知症高齢者日常生活自立度、これ以上の方であるというふうに言われております。高齢によります本町の状況の数字でございませうけれども、平成25年度中に認定を受けられました938名の中の495名の方がこれに当たります。65歳以上の方でいきますと、6.6%ということになるかと思えます。将来推計、先ほどの2025年、平成でいきますと37年になるわけですが、この見込みの数値を言いますと618人ぐらいになるかということで、割合は6.7%、そんなに多くないんですが、人数的にはかなり多くなるということで、そういった取り組みをしていかなきゃいけないということで、現状の取り組みを考えていくということでありませうので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本町におきましては、国の平均よりもかなり低いということで、今お聞きをいたしました。認知症の施策を推進するためにも、今後地域支援事業で認知症初期集中支援チームとか、認知症地域支援推進委員の設置が、これも同じく30年4月に市町村が実施というふうに言われておりますが、この取り組みについてもお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認知症の施策を推進するために、認知症の初期集中支援チームということでありませうが、このチームというのは、医療・介護の専門家等で構成をされました、いわゆる初期段階での医療支援であるとか、適切な介護サービスの利用勧奨、助言であるとかかかりつけ医との連携、こういったことを行うことを目的に設置をされたチームということで、平成25年度からそのモデル事業を実施をされてるというふうに伺っております。この設置につきましては、先ほどからいいます第6期の計画の中で、その地域支援事業の包括的支援事業の中で認知症の施策の推進ということで、全ての市町村に、やはりこれも30年4月から実施が義務づけられておるものでありませう。本町におきまして、その計画づくりの中で新たな支援事業として取り組みができるように、計画に盛り込んでいくということ、今、予定をしております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも計画に盛り込み、早い時期でよろしくお願ひいたします。それから、認知症施策の推進の5か年計画、オレンジプランの中で、認知症を正しく理解し、患者・家族を手助けする具体的なサービス提供の流れを示しております、認知症ケアパスの作成普及が進んでおりますが、これは本町はどのようなお考えかお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） ケアパスにつきましては、認知症が発症したときに、どういう生活上でいろんな支障が出てくる中で、その進行状況に合わせて、いつ・どこで・どのような介護のサービスを受ければよいかということ、標準的に示すものだというふうに理解をしておりますが、このケアパスの作成につきましても、第6期の事業計画に反映できるように、現在準備を進めておる最中でありませう。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今進んでるということで、計画してるということでございますが、既に碧南市などは認知症ケアパスを作成をしておりますし、ホームページも載せております。迷ったときでも、認知症のケアの流れが一目でわかるようなものでございますので、早い時期に作成をしていただきたいと思います。

それから、北海道の空知郡奈井江町では、ケアパスよりももっと詳しい認知症を考えるガイドブックというものを作成をしておりました。内容は認知症の基礎知識、相談窓口やサービス、認知症の人への接し方、また相談員、またチェックリストなどが載っております。このようなガイドブックとなっておりますが、本町のこのガイドブックの考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） ガイドブックにつきましては、全国キャラバンメイト連絡協議会発行の、市販のものが実はあるわけですが、これを現在認知症のサポーター養成講座に活用させていただきながら、講座を開催をしておるところであります。先ほど申し上げましたケアパスの関係を、今、準備を進めておるということで、ガイドブックの作成ということについては、現在のところ考えていないということでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ケアパスのほうで、ガイドブックはあれでということでございますが、ケアパスのほうでその辺の詳細を、迷うことなくケアをする流れをきちんと標示をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、認知症は誰でもかかる可能性のある病気でございますし、身近であるゆえに、本人も家族も気づかないでいることが多くあります。早く気づくチェックが大事でございます。早期診断と早期治療で、進行をおくらせることができるとも言われております。住民が目に見え、これならば一度チェックをしてみようと思える場所と、ホームページなどに自分でできる認知症の気づきチェックリストを載せていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） これは、認知症に限らず病気については早期発見、早期治療というのが必要のように、当然認知症につきましても早く見つけて早く対応するということにつきましては、本人にとっても家族にとっても必要なことであり、早期発見は重要なことだというふうには考えております。そのチェックリストについては、当然その気づきを促しながら、発見の手段として必要というふうには考えております。現在いろんなパンフレットも市販をされておるわけですが、できればもう少しシンプルで活用がしやすい、認知症の気づきチェックリストのようなものを導入をしていきたいということも、実は今現考えておる最中でございます。掲載につきましては、広報、ホームページ等について一度検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 確かに、この気づきチェックというのは、パンフレットとして市

販で皆さんが目に見え、また買うことができるということもわかります。しかし部長言われましたように、広報、ホームページ等で掲載をしていっていただき、いつでも誰でもそこから自分が取れるという、コピーができるというところをお願いいたします。

それから、町のホームページでございますが、やはりこの気づきチェックというものを、誰でも幸田町のホームページ見たときに、気づきやすいところに張りつけをしていっていただきたいというふうに思います。やはり、私も幸田町の一つの事業を調べようと思っても、なかなかそこにたどり着くまで時間がかかるということもありますので、こういうものはやはりすぐ目につくところに掲載をしていっていただきたいというふうに思います。

それから本町も、今、部長言われました、認知症のサポーター養成講座を行っております。国では、平成29年度末までに600万人を養成する目標を立てておりますが、本町の現状また目標をお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどのホームページの掲載の関係ですけれども、できるだけ見やすいところということは我々も承知をしておりますが、何にしましてもさまざまな部門のいろんなことが載っております。そういったところで、できるだけ気づきやすいところに掲載ができるようなことも一度考えていきたいというふうに思っております。

サポーターの養成講座の関係です。本町の現状としましては、養成講座をさまざまなところで実施をさせていただいております。女性の会であったりとか老人クラブ、町内事業所にもお邪魔をさせていただいております。現在までに626名の方が受講をさせていただいております。町として、特別実は目標を持っておりません。サポーター養成講座、これサポーターの方は当然多くなるということは必要だということは我々も承知をしておるところでございますので、その養成には引き続き取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも養成講座の拡大をよろしくをお願いいたします。

それから、9月8日の地元新聞に、みよし市のことが載っておりました。ここは市内全ての小学校、中学校の一部また高校の授業に、認知症サポーターの養成講座を取り入れている様子が載っておりました。本町もサポーター養成講座助さらに力を入れていくお考えをお聞かせください。

そして、受講した認知症のサポーターは、何か特別なことをするものではございません。これは、認知症を正しく理解し、偏見を持たずに本人や家族に対して温かい目で見守る、いわば認知症の方々への応援者ということでございます。受講した従業員がいる商店、企業などに、サポーター企業としてのぼり旗やステッカーを配布して、町全体の大きな範囲で認知症の人・家族を温かく見守り支えていくお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認知症のサポーター養成講座のみよし市の件につきまして

は、私も新聞を見させていただきました。先ほど申し上げましたように、認知症についての正しい知識を持っていただく、さらに支援をしていただくというのは、当然多くの方々が必要であろうというふうに思っております。今、小中学校すぐという話につきましては、当然教育部局ともよく調整をしながら、その取り組みについては対応をしていかなければならないと考えておりますので、しばらく時間をいただきながら検討したいということを思っております。ただ、そういった理解・周知、さらには養成講座をするためには当然何か働きかけをするということで、現在私どもが今考えているのは、商工会等を通じまして、商店、企業、スーパーマーケットもそうですけれども、いわゆる不特定多数の方が多く出入りされる場所、さらには企業の方々、そういったところの従業員の方などにも受講していただきたいということで、そういった拡大を考えておるところでございます。それから、見守りの関係も含めて、のぼり、ステッカーということでございますけれども、これにつきましては、優良商品であることは私も承知をしておるわけですが、その導入については一度検討させていただきたいということでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） この養成講座の受講は、商工会に働きかけていくということでございます。本当に、やはりサポーター企業またのぼり旗、ステッカーをやはりこれは配布をしていただいて、受講していただいた方々また商店街ですね、商店街と企業またスーパー等にも、やはり私たちの店はこういうふうに地域で高齢者の人を見守っていますよという、そういう働きかけになるのではないかなというふうに思います。もしかしてと思うような人を見かけたときに、やはり一声かけていただいて、のぼりやステッカーがあれば一時的にそこに保護していただく。また商店街や企業、またスーパーマーケット等に協力をしていただいて、ステッカーが例えばはってあれば、子ども110番のように、ここはもし道でそういう人を見かけたらここにちょっとまた一声かけて、何か支援につなげていっていただく、そういうことも可能かというふうに思いますので、ぜひともこの件についてはしっかりとお考えをしていって、実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、同じくみよし市では、同じ新聞でございますが、事業という形で若い世代に導入していくことが必要というふうに書いておりましたし、また実際にそのことによって一人の方を救ったという、そういう実績も書いてございました。ということでございますので、しっかりとまた教育関係とも相談をして、学校教育のほうに入れていただけるように働きかけていっていただきたいというふうに思います。

そして、現在のみよし市でございますが、サポーターの認定者は8,359人で、市民の7人に1人がサポーターとなっております。そしてまた、65歳以上の高齢者の1人に対して1人のサポーターがいる計算と、受講されたという人が1人は1人サポーターがおるという計算でございました。幸田町では、65歳以上の人が先ほど7,576人ということと言われ、またサポーターの養成講座を受けた人が626人、65歳以上の高齢者12.1人に対して1人のサポーターであるわけでございます。県の全体の平均でも、5.9人に1人というふうにお聞きをいたしました。ぜひとも、高齢者の人たち

12人に1人のサポーターではやはり少ないかなというふうに思いますので、サポーターの養成を、年齢の幅広い養成を今後も行っていただきたいというふうに思いますので、再度その件について御答弁をお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど申し上げましたように、サポーターの方の増については、私どもも当然願っておるところでございますし、見守っていただく方が多くなる、これについては当然必要なことであろうかと思っております。そういう意味では、先ほど御提案のありました小中学校、高校については、一度対応検討については教育部とよく連絡調整をしながら、その取り組みについては考えさせていただきたいということですが、まずは先ほど申し上げた、できるだけ町内のいろんな方、商店だったりとか、企業の従業員の方というのは町外から来ておみえになる方が結構おりますので、その方たちがどうかということは申し上げませんが、商工会等ともよく調整をさせていただきながら、できるだけサポーターについてはふやしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひともお願いをいたしたいと思っております。

それから、認知症の高齢者や家族らが集い、医療・介護の専門職から助言を受けたり、地域住民との交流を深めたりする居場所も必要でございます。その認知症カフェへの取り組みがされている自治体もございます。認知症施策の推進5か年計画にも、やはり支援・推進が示されておりますが、本町のこのカフェについてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） オレンジプランの中でも、認知症の家族に対する支援推進の一つとして、認知症カフェという取り組みが行われておるとことは承知しております。本町においては、確か平成18年当時からですか、家族の方たちを対象とした交流の場所づくりということで、きずなの会ということを実施をさせていただいておったわけですが、平成25年度をもって、人数が少なかったこともありますけれども終了してしまいました。そういった要望がないわけでもないですし、私どももその認知症の家族の方たちのいわゆる心のよりどころという場所づくりについては必要であろうかというふうに考えております。つい先日も、実は認知症カフェのことについてはこの8月ぐらいですか、お話を福祉課の中でもしておったわけですが、そういった場所であるとかそれから運営主体、なかなか開催をすることとなりますと、一度開催をしてだめだったからやめるというわけにもいきません。そういった問題、課題を整理しながら、すぐにできるかどうかこれはわかりませんが、今その支援の一つとして、実施に向けて検討をしておるとことでございますので、ちょっと時期はわかりませんが、そういった取り組みについては進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） この認知症カフェでございますが、やはりホームページのところ

でさまざまな自治体の取り組みを見させていただいております。その中には、本当に特養の一室をお借りして、そこで日曜カフェということで居場所を確保してるところもございますし、また空き家をお借りをして、そこでされてるところもございます。社協のほうでやってるところもありますし、さまざまな取り組みがそれぞれの地域によって違います。でありますので、本町におきましても、きのうも平均寿命と健康寿命の差が少なく、高齢者の方々が健康だということもお聞きいたしました。しかし、超高齢化社会に向かっていくわけでありますので、この認知症カフェ、幸田町はどういうところが必要なのか、また先ほども町長言われましたさまざまな高齢者の方々、また居場所づくりを考えていくということでございますので、その辺のところ、この日曜カフェも入れていただければいいかなというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、認知症は地域包括ケアシステムの構築の中に取り込まれている施策でございます。認知症は、先ほどからよく話しますが、本人・家族が気づかないうちに進行もしてしまいます。また信じたくないという気持ちと、隠しておきたい、恥ずかしいから相談もできないということで、対応がおくれてしまうということもございます。本当に正しく理解し、気づいてあげられる人を多くつくる、また相談する窓口をつくる、専門医を紹介する、そして地域全体で支え合う社会をつくることが重要となってまいります。町長の所信表明で、福祉・医療制度の維持、地域のヘルスケア、見守りサービスの支援充実、高齢者が健康で楽しく暮らせるように、高齢者の交流や居場所づくりを推進するでございます。本人の意思が尊重され、またできる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができるような施策推進をいたしまして、私の質問を終わりたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの認知症カフェでございます。当然、居場所づくりというのは必要であろうかということは我々も考えております。そのことについては、先ほど申し上げた場所であるとか、いかいろなささまざまな問題解決をしながら、できるだけ早いうちには開催ができるようにということで、取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後の認知症の施策の関係ですけれども、当然高齢者の方たちがふえてくる。それによって、認知症の方についても当然ふえてくるであろうと、これは間違いのない事実であろうかと思えます。今後の施策の中で、そういった課題であるとか目標、こういったものを明確にしながら、関係機関と連携を深めながら取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、浅井武光君の質問を許します。

15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 皆さんおはようございます。

私は、安全対策と農業政策、2項目について御質問をいたします。

幸田町の安全対策であります。ことしの夏は広島、北海道礼文島などで各地の想定外の豪雨が発生しております。特に8月19日発生したゲリラ豪雨による広島市安佐南地区、安佐北地区などでは、土砂災害による甚大な被害が発生しております。この被害でお亡くなりになりました方々に御冥福をお祈り申し上げるとともに、御家族また被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、当地区は3溪流が急な斜面であり、土砂崩れの発生から住宅までに短時間に土砂が到達したという経緯を聞いております。ゲリラ豪雨、土砂災害に関する緊急避難指導のおくれはなかったか、また防災施設は整備されているのか、私はこの点について頭に浮かびました。その中で、土砂災害による家が流出したり、また流出に至らなくても損傷が著しく、自宅に住むことができず避難生活を余儀なくされている方が今もなおおみえになります。災害は心のみも大きな傷跡を残すことになりました。

そこで、各地の被害発生を教訓とした本町の対応について質問いたします。

まず初めに、急傾斜地、土石流対策はどのような状況かお聞きいたします。

まず第一に、指定箇所の数、また対策済みの箇所はどのようになっているかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、まず急傾斜地の指定箇所という形でありますけども、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊指定区域、これは幸田町内に16カ所、9つの行政区に当たりますけどもでございます。また、これとは別に砂防法に基づく土石流危険溪流につきましては159カ所ありますけども、その土石流対策としてのものは深溝の一ノ宮谷の1カ所となっているということでございます。

それとあと対策済みの箇所はということでございますけども、対策済みにつきましては、今申し上げたように急傾斜地が16カ所のうち15カ所が対策済みということで、現在16カ所目の深溝山ノ入地区を平成25から27年度で実施しているということで、これによりまして対策済み箇所は16カ所というようなことになるかと思えます。

なお、またもう1つの土石流危険溪流につきましては、幸田町では砂防指定地である深溝の一ノ宮谷で下流に老人福祉センターがあるところでございますけども、これにつきましては平成22年から25年度までに砂防ダムを設置しまして、これが1カ所設置済みというような状況になっているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） それでは、答弁いただいた16カ所の現地確認や、また点検はどのようにしているかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この16カ所につきまして、毎年6月がこれは全国の土砂災害防止月間となっております。この月間に際しまして、県の西三河建設事務所と、幸田町

ですと土木課の職員が合同点検を行っているということでもあります。

また、それとあわせて土石溪流につきましても土砂の流出状況を点検したり、また現地には看板を設置しておりますので、看板の設置状況、表示確認というようなことを行っていると。また、それとは別に、県と市町村との情報伝達訓練というようなものも行っていて、住民参加の避難訓練もこの指定箇所につきましても平成21年度に海谷区で行いまして、平成22年度には里区、里区では県と警察も合同で行いました。また、23年度では逆川、また市場の一ノ瀬地区にてこういった避難訓練を行っているということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 県と町が合同で調査し、また実施していることがわかりましたけども、それ以外の地区はどのようになっているか、またお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） こういった訓練とか情報伝達訓練、こういった中で、その機会にこの地形とか民家の状況を把握しながら、このほかの次に取り組むべき箇所の選定も今検討している状況でございます。山ノ入地区が平成27年度に終了ということでもあります。次の予定箇所を現在県と協議している状況であります。

また、もう1つの土石流危険溪流につきましても、次に行う予定としておりますのは西尾市と幸田町の行政界になりますけども、深篠谷という須美字須美南山と西尾市の家武町にまたぐところでございます。下流に通所型の更生施設くみ園などの福祉施設が下流にあるということで、その上流を計画しているという状況でございます。

こういった面で事業費が限られた中でのことでございますけども、町としては県に強く要望しながら進めているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今言われたように、それぞれの傾斜地等で実施し、また地域の地区、また土石流溪流の整備状況を確認することができました。

次に、土砂災害危険箇所並びに警戒区域についてお聞きいたします。

近年、テレビの気象情報で土砂災害警報をよく目にいたしますが、幸田町の土砂災害危険箇所、また土砂災害警戒区域について質問いたします。

まず、土砂災害危険箇所が幸田町は136カ所というふうに聞いておりますが、それについて住民の周知、こういうものはどうしておられるかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 土砂災害の防止法が、平成11年の広島災害を受けまして平成13年4月1日に施行されました。それによって危険の周知とか警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制とか既存住宅の移転促進等を行うというような形で、土砂災害のおそれのある区域、これを土砂災害危険区域という形であります。その中でも、住宅等が倒壊し、また損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるという区域を土砂災害特別警戒区域というような形で指定しているということでございます。

そういった中で、広島県については平成15年に全国で初めてこういった指定を行っておるんですけども、愛知県では平成16年に土砂災害危険箇所マップを策定しまして、被害箇所想定に人家が1戸以上ある危険急傾斜地崩壊危険箇所71カ所と、また土石流危険渓流65カ所、これの71と65カ所を合わせた136カ所が今議員が言われたように選定されたということでございます。

町につきましては、これを平成18年5月に洪水ハザードマップという形の中で全戸配布いたしましたして、また町のホームページにも掲載させているということでありまして。

また昨年度、「防災ハザードマップ（風水害対策編）」を5月に作成し、ことし5月に全戸配布されましたけども、その中にこの136カ所についての区域を明記しているというような状況で周知しているというのが実情でございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 県が作成した土砂災害危険場所マップが指定され、136カ所の危険箇所の中に警戒区域が23カ所指定されているということでありまして、特別警戒区域も含め、その区域の指定数はどのようになっているかお聞きします。

また、地域にあるのか、それはどの地域にあるのかお聞きします。

また、危険箇所の136カ所のうち、警戒区域の指定が23カ所と少ないのではないかというふうに思いますけども、今後新たに指定する計画があるのかあわせてお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この23カ所の内訳につきましては、土石流が17カ所で急傾斜地が6カ所、合わせて合計23カ所ということでございますけども、その箇所につきましては具体的には3つの行政区、逆川で13カ所、里で6カ所、荻で4カ所ということで逆川、里、荻の3区にかかわるところでしているのが実際でございます。

そのうち特別警戒区域は、この17カ所の土石流の箇所のうち13カ所、また急傾斜地では6カ所全てということで、23カ所のうち19カ所が特別警戒区域というような形に指定されているということでありまして。

いずれにしても警戒区域が23カ所ということで、実質指定箇所が少ないという御指摘でございます。こういった面では、順次影響家屋の多い箇所から順次現地調査を行いながら被害想定区域を定めていくということで、現地調査も簡易な測量から始めまして、傾斜の高さとかいろいろな面の地質の表土の状況とか、こういったものを確認しながら現地調査を行うということで、これは県としては早期にそういった調査を進めていきたいということでありまして。

ちなみに、今年度新たに追加を予定したいということで今検討しておりますのが土石流が13カ所、急傾斜地が13カ所、合わせて23カ所に合わせて26カ所です。26カ所のいわゆる土砂災害警戒区域指定に向け、今計画をしている状況であります。これも実際にはそれが指定できれば全体で49カ所ということで、先ほど136カ所のうち23カ所が今度49カ所になるということで、その指定率を単純計算しますと36%程度ということで、県平均が今32.7%という状況でございますので、そういった面ではそれよりも上回ることになりまして、今年度そういった取り組みをしていきたいとい

うこととございます。

今、議員の質問にございましたように、広島市の災害、土砂災害を受け、こういったことで早期指定が叫ばれるということで、町と県と地元で推進していきたいというふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） ただいま部長のほうからお話がありましたとおり、今年度13プラス13カ所、26カ所の予定をしておるよということとあります。その中にもいろいろと測量だとかいろんなことをしていくということがお話にありました。何にしてもやっぱり大事なことでありますので、しっかり対応していただきたいと思えます。

次に、警戒区域を拡大するのに答弁いただいたけども、警戒区域等の指定をしようとする場合、資産価値が下がるために指定に向け難色を示す住民がいるということも聞いております。その中で、資産価値がほんとに下がるのかどうか、指定の手続を進める上で住民の意志はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、警戒区域について、これについてちょっと説明させていただきますが、警戒区域は特に建築制限がかかるものではないと。災害の情報伝達とか非難が早くできるように警戒避難体制の整備を図り、注意を促す意味でのイエローゾーンという形であります。

一方、特別警戒区域となりますと、住宅分譲等の特定開発行為、これは許可制となるということ。また、建築構造制限や、場合によっては移転勧告ということもある、いわゆるレッドゾーンという形になるため、このレッドゾーンについてはその資産価値もそれなりに影響が出るということとございます。

ちなみに、これは固定資産税の土地の評価上の基準でありますけども、もちろん警戒区域は特に影響はございませんけども、特別警戒区域についてその評価率が若干低減されるということで、こういった特別警戒区域の指定がその土地に占める割合が、例えばその土地が特別警戒区域に20%以下に含まれると評価の0.9、9割の評価になると。また、これが30%その区域に含まれているとすると0.85、8割5分。また70%以上その区域が入るとなると0.6、いわゆる6割の評価というような形の、これは固定資産税上の評価の指標がございまして、そういった部分での状況になってるということとございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） なかなか資産価値が下がるということで、非常に住民も心配しておられるということとありますのでしっかり対応していただいて、なるべく資産価値は下がらないようにまたお願いしたいというふうに思えます。

次に、土砂災害の指定状況を知ることができましたけども、町の安全対策に対する質問を行って、これが最後になりますけども、避難勧告の体制、それからすなわち災害対策本部の体制についてお伺いいたします。

まず、さきの広島災害については避難勧告の発令がおくれ、指摘されました。そこで、土砂災害における避難勧告、避難指示の発令時期について、雨量等から基準が定められているのかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 災害対策本部に関します御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

土砂災害におきます避難勧告等の発令基準につきましては、特に雨量から定めるものではありません。名古屋気象台が発します、そしてまた愛知県の砂防課とも連携して共同発表いたします土砂災害警戒情報、それから県の砂防課が発表いたします土砂災害の危険度情報、この情報をもとに避難勧告等の発表を判断しております。

土砂災害の警戒情報につきましては、1時間の積算雨量と土壌に含まれる水の分量などを勘案をして、その指数が一定量を超えた場合に市町村単位で出してくるこうした情報。

それから、土砂災害危険度情報につきましては4段階の危険レベルがありまして、1キロメッシュの地図で流してまいります。この情報は、避難勧告等の対象の地区をある程度特定ができるレベルの情報が入ってまいります。例えば4つの段階と言いましたけれども、レベルの1では避難の準備をしてください、レベルの2では避難をお勧めします、2時間以内にレベル4に到達する予測です。あるいはレベル3になりますと、もうすぐに避難することを考えてくださいと。それから、最後のレベル4につきましては、土砂災害がいつ起きてもおかしくない状態ですというような情報が県から流れてまいりますので、こうした情報をもとに判断している状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） それでは、幸田町における土砂災害警報が出された場合、その情報の入手から避難勧告、避難指示の発令まで敏速に住民に周知できることができるか、また情報網、連絡体制は整備されているかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほども申しました土砂災害の警戒情報につきましては、愛知県の高度情報ネットワークということで、無線においてのネットワークが構築されておりますので、気象台から瞬時に市町村のほうにそうした情報は流れてまいります。私もその発表を受けまして、災害対策本部におきまして避難勧告の発表の判断をいたすわけでありまして、その周知方法につきましては防災行政無線、そして「こうたタウンメール」、それから広報車を活用してその呼びかけをする体制となっております。

それから、この9月9日から土砂災害の情報につきましては、携帯の大手3社がその県内の市単位ぐらいに分けて発令された場合、強制的に持ってみえる端末、携帯電話に土砂災害が発表されましたと、その地域におみえになる方については注意喚起をするというような、今県も含めて住民の皆さんにお知らせする手段として新たに追加されてきた、今そうした状況下でございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今、総務部長からいろいろ説明がありましたけれども、9月9日から

はそういう情報を流して敏速に住民の方にお知らせし、また端末、インターネット、そういうことにやっていくというお話がありました。

そこで、広島のような悲惨な事態にならないためにも、的確な判断と確実に敏速な情報伝達、また早目に避難勧告が必要であります。また傾斜地付近の住民の方々に防災意識が個人、家庭における対策も必要だというふうに思っております。

そこで、今後住民に向けた啓発、防災、減災について、どのように考えておるか再度お聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 避難勧告の発表につきましては、迅速かつ的確な判断、そしてまた情報の伝達というのが非常に重要であります。被害を最小限に抑えるために、さらに体制を整えまして災害に備えていく考えでございます。

それから、地域の方々への土砂災害に対する意識も持っていただくこともさらに重要でございます。昨年度におきましては、この風水害ハザードマップをつくりまして全戸配布させていただいております。こうしたハザードマップを見ていただきまして、御自分のお住まいの近くの状況をまず知っていただくことも大切かというふうに思いますし、各地区のほうで実施させていただきます防災訓練、こうした機会も御参加いただく、あるいは私どももさらに「広報こうた」等を通じまして住民の皆さんの防災意識の向上、啓発にさらに努めてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今、総務部長が申されましたとおり、町として何をやってるか、ハザードマップを使ってそれぞれ地域住民に伝えるということが一番大事ではないかなというふうに思います。

最後になりましたけども、住民の避難勧告や情報伝達をよく知ることができました。そこで、今後災害対策についてさらに努めていくようお願いして次の質問に移りたいと思います。

続きまして、農業政策の鳥獣害、特にイノシシの関係につきましてお話をしたいと、こういうふうに思います。

農産物の鳥獣害被害の特にイノシシの関係については、非常に農家の方が苦慮しておられるということでありまして、9月に入って田の稲穂も色づいてまいりました。ことしも稲刈りの時期を迎え、農家の皆さんには収穫を心待ちにしておられることと思います。

その中で、その収穫直前にイノシシが暴れ回ると。田を壊し、またあるいは稲を倒して、そのおいで米を台なしにしてしまうというような被害が聞かれます。そういうことでありますので、当然農家としては生産意欲がなくなるよということも聞いております。

そこで、特に山沿いにおける出没が多発している地域で早急なイノシシ被害の対策を求める声が届いております。そこで、町のイノシシ被害に対する当面の対策と長期的な対策についてお伺いいたします。

まず、最近の被害報告状況についてはどのように把握されているのか、できれば地域

ごとにわかればお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 最近の被害状況についてという御質問でありますのですが、まず猟友会に駆除をお願いいたしましたイノシシの頭数について報告させていただきます。

平成23年から平成25年にかけてでございますが、久保田で8頭、大草で14頭、荻で23頭、深溝で18頭、3年間の合計は63頭となります。駆除以外に猟期中に捕獲されました頭数につきましては地区別は不明ではございますが、平成23年が20頭、平成24年が30頭と県へは報告されております。合わせて3年間で130頭から140頭が捕獲、駆除されているということでございますけれども、この全ては遠望峰山山麓、山裾地域となっております。

また、被害状況でございますけれども、平成25年度の農業共済組合の調べ等を集約したところ、稲作での被害面積は1.01ヘクタール、被害量は1,576キログラム、被害額は34万8,000円。これは支払い共済金額となっておりますがというのが今の現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） ただいま部長のほうから被害状況等をお願いし、また報告がありました。何にしてもイノシシは非常に素早いといいますか、子どもを連れて地域を走り回るといような状況だというふうに思っております。

また、遠望峰山付近では被害が報告されていることはわかりましたけれども、被害を受けた農家は、地域の農家の方々からどのような意見が町に寄せられているのかお尋ねするとともに、その意見に対する町の考え方を再度お願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 町でお聞きしておりますことによりますと、あぜが壊されたり、それによって水の管理ができない。先ほどお話がありましておとり、稲ににおいがついて共同乾燥ができない、イノシシ被害をたびたび受けると農業をやっていく気力もなくなり農業をやめようかとも思うという、農業施策を進める上で深刻な声も届いております。

町としてはイノシシの被害は10年ほど前からあらわれたと思っておりますが、このような意見が寄せられたことによって、平成22年に幸田町獣害対策事業補助金要綱を創設しまして、侵入防止柵等に係る資材費の2分の1、上限50万円でございますけれども、これを個々の農家による獣害対策として支援してきておるところでございます。

ここにきて被害が北部から南部に拡大してきましたものですから、町一体となった広域的な対策が必要という声も届くようになってきたところでございます。町としても新たな対策制度の必要性を感じ、事業検討を進めているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） ただいま部長から幸田町の関係をお伺いいたしました。その中で、農家の声、町の見解等をお伺いしましたけれども、近隣の岡崎市、蒲郡市、そういう町外に対する被害状況も情報としてあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） イノシシによる稲作への被害、近隣市でございますけれども、やはり森林面積が6万2,000ヘクタールもあります豊田市、こちらが最も多くて、被害面積が19.15ヘクタール、被害金額で1,873万円でございます。岡崎市が被害面積9.15ヘクタール、被害額が1,089万円、豊川市が被害面積1.21ヘクタール、被害額124万円。これは平成25年度の農業共済組合の調べでございますが、蒲郡市では稲作被害はございません。ただ果樹の被害、こちらはミカンが主でございますけれども、そちらの被害が出ておるということでございます。

ちなみに、イノシシの捕獲、駆除頭数でございますけれども、平成25年度で豊田市が3,330頭、岡崎市が1,518頭、蒲郡市が156頭、豊川市が367頭、本町では43頭ということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今、部長のほうから申されたとおり、近隣の市町のことを申されました。それぞれ多くは3,330頭というような数字も出ておりますけれども、幸田町については43頭ということをお聞きしております。

そういうことで、山を控えて岡崎市や蒲郡市、豊田市、それから豊川市も大変な状況がわかったわけでありまして、幸田町の実態と比べるとかなりの差がある。先ほど申し上げましたとおり、33頭しか捕獲していないというふうなことであります。

このことについて町の見解はあるんですか、お聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 25年度で43頭でございますけれども、差と申しましょうか、森林面積が6万2,000ヘクタールの豊田市ですとか、2万3,000ヘクタールの岡崎市、森林面積が2,427ヘクタールの幸田町に比べてやはり山の深さというのが被害が大きくなっている大きな原因かというふうには思いますけれども、ただ、捕獲頭数からいきますと1桁、または2桁違いというような大幅な違いがあるということでございます。森林面積で幸田町よりも狭い蒲郡市、こちらは1,700ヘクタール程度でございますけれども、こちらでも捕獲頭数が156頭捕獲されております。幸田町の3倍近くあるということでございます。これは、やはり各市とも鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、鳥獣害防止総合対策事業あるいは鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、こちらによる地域で組織的に捕獲、駆除を実施しておる、こういうのが幸田町と違うところではないかというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） では、その近隣市町において、何か効果的な対策をとっている情報があればあわせてお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 岡崎市、蒲郡市、豊川市、こちらにつきましては、鳥獣被害防止総合対策事業というものに取り組んでみえます。また、岡崎市、豊川市は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、こちらにも取り組んでおられます。

2つの施策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策協議会を立ち

上げて、協議会が直接国庫ですとか協議会基金等を活用して補助事業に取り組んでおられるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 次に、岡崎市、蒲郡市では鳥獣害対策協議会を立ち上げ、国、県の財源を活用した補助制度を利用しているということでもありますけども、その制度の詳細、国、県の対策についてお伺いいたします。

本題に入りますけども、幸田町の鳥獣害対策はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず制度の件でございますけども、鳥獣被害防止総合対策事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業は、鳥獣被害防止計画に基づいて鳥獣被害対策協議会を立ち上げて行っていくことを条件に、国庫、あるいは基金で行うものでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、研修会の開催費用、固体調査費、ソフト面の対策事業ではありますが、ほかにも電柵、ネット等の設置費、捕獲機材の購入の補助ということが目的とされております。

補助率は2分の1となっております。ただ、柵等の設置を協議会等が自力で施行した場合につきましては、資材費は100%補助というふうになります。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、こちらは柵の維持、管理のようなハードなものがございますけども、有害鳥獣捕獲に対する補助を主な目的としております。

緊急捕獲等対策事業では、成獣を捕獲した場合には1頭8,000円、幼獣の場合は1,000円、鳥類の場合は1羽200円というふうになっております。

失礼しました。それと幸田町としては、鳥獣対策として岡崎市猟友会に年間40万円で委託しております。またおりの設置につきましても、町内に現在12カ所、イノシシ用のおりを設置しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、資材費の2分の1、1件50万円以下の補助制度を実施しております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） それでは、幸田町では単独による対策のみであるように思いますが、町として役場、関係区長、土地改良、農家代表などで構成する鳥獣害対策協議会のような組織を立ち上げ、定期的な情報交換をつくることから始めていかれる考えはあるか、またそれに対してどういう考えがあるかお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど少し申し上げましたとおり、やはり1農家ですとかそういうような形でのやり方ではなかなか被害がおさまらないということで、農家、住民の皆様、あるいは改良区ですとかそういう皆様方と情報交換しながら広域的に取り組んでいく必要がある。その実行母体として、協議会のほうを今年度中に設立していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今、部長のほうから、鳥獣害対策協議会等をつくるというお話がありました。必ずこれを立ち上げていただいて、農家の方々が安心して作業を、そういうものにできるように、またお願いしたいと思います。

また、鳥獣害対策協議会のような組織を立ち上げる方針であるということですが、立ち上げの予定があるならば、岡崎市、蒲郡市のように国・県の鳥獣害対策補助金制度を活用する対策等をする考えがあるのか。また、それ以外にも町単独で施策を考えているのか、お願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長

○環境経済部長（清水 宏君） まず、鳥獣害被害防止総合対策事業については、平成27年度から取り組んでいきたいというふうに考えております。そのために、被害防止計画については、既に取り組みを始めておまして、西三河農林水産事務所とは、既に調整を行っている段階でございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業、こちらにつきましては、実質的に捕獲をしていただきますと、猟友会の方との調整がやはりなかなか難しい面がございますので、いましばらく調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、現在、幸田町で行っております町単独制度、こちらにつきましては、捕獲免許取得等の補助ですとか、補助率ですとか、そういうことに対して、制度を拡充する方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井君。

○15番（浅井武光君） 今、部長のほうから申し上げたように、平成27年度から助成をしていきたいという考えがありました。ぜひとも、きょうこの会場にお聞きのそれぞれの方々からも、そういう要望をしていくよというような意見もありました。それありますので、町単独としても、しっかり対応をして、平成27年度からは、今から予算が始まりますけども、そこら辺もしっかり考えていただきたいなということを思っております。

計画等に基づき、早期対策の実施と農家の一年間の苦労を無駄にしないように、最後は積極的な町の支援策、今後も考えていただきたいと、こういうふうに思います。

最後になりましたけども、何にしても秋の取り入れが真っ最中でありまして。その中で命等の被害に遭われないように、遭うということは非常に農家として大変苦しいわけありますので、そこら辺も十分考えて、平成27年度の予算の中に一つ取り組んで、ぜひともお願いして終わりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 今後、農家の方、あるいは土地改良区、あるいは行政区、こちらの方とお話し合いを持ちながら、組織を立ち上げ、制度を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 15番、浅井武光君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次、質問をさせていただきます。

まず、町長の所信表明について問うものであります。

町長の所信表明は、9月議会招集日の9日の冒頭で行われ、約7分間でその所信表明がなされました。そもそも、所信表明とは何かという疑問を抱いた内容、こういう疑問を持つのは私一人ではないということでもあります。

まず町長、所信表明とはどんな内容を具備するのか、施政方針との違いを対置しながら答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が新しく2期目を担うわけでごさいます、その所信の新たに、町民の皆さんに、私の今後の施策はどういうことをしていくかということをおし述べる場だというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、所信表明の内容について、私は、あなたはどうか考えているのかということをおしただいたものであり、今の内容では答弁にはなっておらん。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたとここで禅問答やろうとは思っておりません。所信表明と施政方針との違いは何かと。その内容を、その違いを対置して答弁をいただきたい、説明をいただきたいという問題であります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の広報におきましては、一つは就任の挨拶でもあるし、それから、新たな取り組みであるということの申し上げをしたことでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、所信とは町長の個人的な考え方だ、自分の信念を表明するのが所信表明だと、こう言われております。

そうした観点から見たときに、町長の所信表明は、まさに個人的な考えという言い方が適切かどうかはともかくといたしまして、町長という公な立場ということも具備をしながら、そういう個人的な考え、あるいは自分の信念を表明する、こういうものが所信表明だというふうに理解をされております。その内容に沿ったものかどうかというものであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） そのとおりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、その内容はそのとおりだということであれば、施政方針との違いはどこにありますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから施政方針等、いろいろ申し上げていただくわけでありませうけれども、結局、私の政策としてどういうものややっていくかということが一つの施政でもあるし、そういうものでお考えいただければいいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり所信表明というのは、ないとは申しません。内容から見てね。ないとは申しませんが、あなたに言われたように、自分としてどういう政策を進めていくのか、こういう内容が所信表明の大半を占めておりますよと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それも組まれておるといってございませう。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうものが組まれているというよりも、こんな入り口でのごとくとしたかないけれども、入り口で整理しとかないと、どこへ行き着くかわからへんから、そういうことを申し上げて。

要は、所信表明というのはせいぜい、私が見ると四、五行、あとは、みんな施政方針なんだと。こういう理解ができるし、また、その内容なんですわ。1項目から9項目までね。いろんなことはあるけども、これは施政方針、あれやります、これやりますと。こういうのは、所信表明というものにはなじまない。そういうことだけ申し上げていきます。

そうした中で、2期目の所信表明、それは「過去4年間、極めて厳しい状況の中で、町民の皆様にご我慢をお願いをした。」こういうふうにご申し上げて、2期目に際しては、更なる発展を目指し、飛躍する年にしたいとして、「幸せな町、幸田町」の実現に向けてと結んでおられます。そして、その後は9項目にわたっての施政方針だと受けとめておるわけですが、その9項目の事業計画を打ち出すと。その受けとめ方、まず、それは言ったように所信表明じゃなくて施政方針だと。こういうことの受けとめ方があります。

そういう形の中で、昨日の一般質問に答えて、町長は箱物はどんどんつくりたいけれども、維持管理費がついて回るのはいやせのとおりであります。しかし、所信表明の内容は、あれもつくる、これもつくと。あるいは、これも推進するという内容が目につきます。そうしますと、町長の真意はどこにあるのか。つまるところ、あれもやりたい、これもやりたい、しかし、維持管理費がついて回りますよというくだりは、アブ蜂取らずだと。結局、町民の目をはぐらかしながら、いいとこどりはいいと申しませんが、あなたの真意はどこにあるのかということの方が明確ではない。

つまり、私はよくよく申し上げるけれども、それは言葉の遊びであって中身がない。文章はあっても意味不明と、こういうことに尽きるわけですが、そういう内容でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それは伊藤議員自身はお考えになることでありまして、全体の皆さんが、そのようにお考えになるかどうかはわかりません。精いっぱい、私は努力するつもりでの、今回のいろんな施策につきまして、出させていただきます。

しかしながら、これが私の今の4年間で全部できるとは思っておりませんが、さらに充実した幸せなまちということをメインに出しておりますので、そういう意味においては、その計画等々に入れて、また熟知して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の考えをこういうふうに述べたから、あなたはそれでよろしいですかということであってね、これはあなた伊藤さんの考えですよ。そんな当たり前のことです。ほんなら答弁ならへんわけだ。

あなたのやり方っていうのは、本当にそういうのを、問題点を曖昧にして、単に責任転嫁しながら、自分だけぱっと格好つける。こういう4年間で今回もまた引き続いてやられていくなど、こういう感覚を持つ。したがって、あなた自身がどこに軸足があるのか、こういうことを問いただしているわけです。軸足はどこなのか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 軸足と申しまして、常に町民のために邁進して努力するというのが軸足でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、言葉の遊びの域から脱しないなど。脱しないなどという中で所信表明、あるいは施政方針、その内容がどうなのかということがこれから検証されていくし、4年間の検証の結果はそういうものだったというふうに思っています。

そうした中で、昨日の一般質問の中での答弁をされておりますが、箱物をつくらずで、仕事せずで、それを正当化してきた言葉、それらはプライマリーバランスですよ。昨日も言われた。このプライマリーバランスというものを、あなた自身がわかりやすく、住民や議会にどう説明されるのか。プライマリーバランスとは、そもそも何なのか。自分の使い勝手のいいように使うのかどうか。そういうもんじゃない、プライマリーってのはね。

まず、そこらへんの説明をきちっとしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） プライマリーバランスという言葉でありますけれども、通常の民間会社は、いかに倒産を先に延ばすかということを生懸命努力してるわけです。言い方悪いですけども。そのぐらいの厳しさを耐えて、民間会社の中小企業の方は特にやっつけてらっしゃるわけでありまして。

我が幸田町においては、町民の皆さんの血税をいただいて、それを町民の皆さんに福祉として対応していく中で、幸田町が倒産するはめになるような財政運用はすべきではないというふうに思っております。

そこで、プライマリーバランスという言葉を使っているわけでありまして、いかに幸田町でお金の運用、起債は借りて運用をうまくしていくかとか、いろいろなものを

財政のバランスを含めて、将来大きな災害があった場合にはどういふふうに対応しようかと、いろんなそういうことを想定しながら、プライマリーバランスと申しますか、バランスを保って財政運用をしていくと。これがやっぱり幸田町の持続可能なまちづくりの一番大きな柱になるであろうと、そういうことを思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） バランスという言葉は、均衡を保つということから、それはいいです。じゃあ、プライマリーというのは何ですか。あなたの説明でいくと、これはプライマリーにはならんのです。これは一般論としてね。町民からいただいた税金をうまく運用しながら、町が倒産したらいかんから、そんなん当たり前のことです。当たり前のことを、あなたがこの4年間、口をすっぱくして皆さんに訴えてきたのは、町の財政は極めて厳しいですよと、箱物はつくりませんよ、仕事はしませんよと。で、それはプライマリーバランスと。どこに脈絡があって、どこに落としどころがあるかっていうことは、あなたは承知の上でやってる。

そうした中で、バランスは結構ですから、プライマリーとはそもそも何なのかという説明をしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 一般的にプライマリーというのは、英語で優先的っていう、そういう意味だというふうに思っているんですけど、プライマリーって。それを英語で言うとそういうふうになるわけでありませうけれども、私がさっき申し上げたように、そのプライマリーというか優先的に、幸田町の財政運営をしっかりと見ながらやっていこうというのが基本的な指針でありますし、この4年間何もしなかったというお話でございましたけれども、それは町民に一番接するような事業を大きな、表立ったものはなかったかもしれないけれども、それをすることによって、財政の硬直化と申しますか、その財源の運用をしっかりとやってきたということによって、この4年目、今度私が2期目になりまして、その運用をさらに高めて、町民の皆さんに奉仕をしていこうと、そういう気持ちで行っておりますので、御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） プライマリーとは優先することだと。じゃあ、何を優先するの。ということをお聞きすると、町民からいただいた税金でしっかりと運用をやっていくんだと。こういうことなんで、結局、この前の答弁でもありましたけれども、起債を含めて運用しながらなんていうことを言った。それはみそもくそも一緒にしとるんですよ。

プライマリーというものの、そもそもは借金を、歳入については借金を除いた財源、その中には税収もありますし、国庫補助金もあります。借金を除いた収入と、借金の返済額を除いた歳出のバランスを保つと、これがプライマリーだと。プライマリーバランスの財政論からいけば、歳入の中に借金組めば、いくらでも膨らんでいくと、不健全な財政になっていくと。だから、そりゃ借金は歳入の中には入れませんよと。そのことによって、歳出も、当然借金返済は外す。そういう中で収支のバランスをとりながらやっていくということでもあります。

しかし、あなたの答弁は違うんですよ。あなたの理解は違う。何を優先するかと、こ

うということがプライマリーだと。それでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が最初から申し上げているように、持続可能な町というのを言ってるわけです。そのために、いろんな施策を、今までも企業立地、福祉、いろんなものに対して進めてきたわけであります。

伊藤議員に、十分にそれが熟知されていないというのが残念でございますけれども、新たなこの4年間におきましては、そういう今までやってきたことに対して、さらに熟知しながら自分の施策を顧みて、また進めていこうというふうに思っておりますので、これまでやってきたことに対して、さらに反省を加えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも的が絞れんというのか、あなた自身が的を絞った答弁をしないのかどうかは知りませんが、きのうの答弁の中でも、今後もプライマリーバランスを堅持しながらと、こういうことを言われているんですね、答弁の中で。堅持をしながら、あれもやります、これもやりますと言ったら、何ができるのかと。

ですから、結果的には借金を重ねなければ、あなたが言われただけをだーっと調べても17の施設が、検討しますよ、推進しますよ、沢山あるわけで、ざっとやったら100億を超えますよ。それを4年間でやるということは言うておりませんし、私もそんなことはできたら、まさに幸田町が倒産をします。しかし、問題はあなたの言われるように、今後もプライマリーバランスを堅持しながら、あれもやります、これもやりますと言うのは、股裂き論になりませんか、自己矛盾はないですかということなんですよ。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私がこの全て、一応マニフェストということで掲げさせていただくことについて、笹野議員から推進、それから検討というのも昨日もあったわけでありましてけれども、先ほど、これが全てできるというふうに私も最初から申し上げてない。

これを、その計画等々、議会の皆さんとお話しながら、検討しながら、その中から優先度を保った、一番最初に何をつくらなきゃいけないかというようなことも相談しながら、つくってまいるという予定でございますので、きのうも100億円という話が出たんですけれども、それが出るか出ないか、今後よく見きわめながら、将来にわたって大きな負担を残さないような形の行政運営をしていきたいなど。それが一つのプライマリーバランスの関係だというふうにも思っておりますけれども、大きな負荷を残して、借金を何年もかかって返していくとていうような、そういうスタンスではなくて、起債の運用だとか、そういう金銭の運用をうまくやりながら努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 100億円云々がいいとか悪いとかいうことを申し上げてるのは、たまたま、この所信表明の中で出てきている施設等を含めていくとね。100億円は軽く超えますよと。しかし、あなた自身も4年間でこれを全てやろうなんていう考えはないよということの、一つの問題として言った。

そうしたときに問われてくるのは、プライマリーバランスという言葉はごとごとしとるけ、結果的には、もう少しわかりやすく端的な言葉でいけば財政規律、財政規律どうするのかと。こういうのが問われてくる、問われてきたときに、財政規律の中にはプライマリーバランスとは別に、起債どんどんやってもできるんです。財政規律をどうするかという点でいけば、大きな借金は残さず、後に引き続くようなことはやらへんよと。やらなかったら、できるわけねえじゃん。打出の小槌があるのか、後ほどまたお聞きしても、町長はやだよという問題があります。

あれもやらん、これもやらん、しかし、借金を残さず箱物行政進めていきますよと。そんなことできやへん、という中で、ここで問題になってくるのは財政運営の問題です。財政運営で、税収あるいは財源確保について今後の見通し、税収の見込み含めて、どういうお考えで今後進めていかれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政運営について、常に一番慎重に運営をしていきたいなというふうに思っております。今回につきましては、90億円を超えるような歳入が入ってるわけでありまして、来年からは、これはがたんと落ちていこうというようなことを思いますので、常に基金の台帳を30億円とかぐらい保って、それをローリングしながら運用していくぐらいの気持ちでおります。

全て、それを全部使ってしまうというようなことではなくして、災害だとか大きなものが、何かがあった場合に十分対応できるような財政運用を図りながら、しかしながら確実に必要なもの、箱物については一つ一つでもつくって、町民の皆さんが活用いただけるようなものをつくっていきたくと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いたします。

○14番（伊藤宗次君） 税収の見込みについては。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 失礼いたしました。税収の見込みにつきましても、大手企業さんのことによって、随分左右されるのが幸田町の財源であります。さらに、前から進めております企業立地の問題等々も含めて、税収が上がるように、さらに進めていきたいというふうに思っております。

○14番（伊藤宗次君） 一般論税収答えてへんじゃんか。税収の見通しは何なんのか。

○議長（大嶽 弘君） 税収の見通しについては総務部長。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 昨日もちよとお話させていただきました、平成26年度の年予算では83億6,800万円の税収。そしてまた、今補正におきまして8億3,500万円、これを増させていただく格好から、92億340万円ということでございます。これは過去の最高時に近い格好になってきました。

そして、そうすれば次年度以降のどうした予測をするかということにおきましては、これも世界経済、為替の問題につきましても、今104円から105円、この先106円に臨んでいくような状況であれば、また企業業績の関係も変わってまいりますでしょうし、そうした読みをいかに正確にやるのが私どもの使命でございますけれども、今

のところの、今後の見込みにつきましては、今年度と同様の84億円程度をベースに若干の増減を考えているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう来年度から法人税の国税化という形でいきます。したがって、93億円という税収は基本的には無理です。あなたも言われる84億円ベースだろうと。そして、消費税10%になったときには、さらにマイナス要因が生まれてきますよと。

そうしたときに、プライマリーバランスだ、財政規律だと言ったったら、あなたが掲げた政策なんか何にもできないといったときに、経常経費比率がどうだこうだということを都合悪かったら言い出すと。経常経費比率なんていうのは、歳入が変わってくれば、どんどん数値が変わってくるわけそういう不安定な要素の数字を、あなたが使い勝手がいいからといって使っているのが、その実態だと。

しかし、知恵を出して、財源確保をどうするのかという中で、私はずっと申し上げてきた。法人町民税の税法で認められた課税限度額いっぱい、つまり超過課税を実施してアベノミクスと対決しながら、我が町の財政をどう確保していくかと。こういう選択肢がなきゃ、何ともなりませんよ。まさに、アブ蜂取らずで隣のふちをまわって、適当なところへしゃんしゃんしゃんと、これが今日までの4年間の町政の姿だというふうに私は思う。

したがって、制限税率いっぱいの課税をし、実財源の確保についてはどうされるのか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 前回申し上げましたとおり、現在の制限税率につきましては、私のほう、今実施する覚えはございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、法で認められた税源確保はやだよと。それが企業誘致のためだよと言いながら、全国で80%を超える自治体が制限税率、超過課税という形で実施をして、実財源を確保で一生懸命頑張るとる。そういうところが、企業誘致でみんな失敗しとるのか。そうじゃないですよ。そういう制限いっぱいの課税をしながらも企業誘致で頑張るし、また、そういうところも承知の上で企業も進出をしているといったときに、我が町は企業誘致だということでやっていって、実財源の確保なんか振り向きもしない。振り向きもしなくて、プライマリーバランスだなんて言うのは、ちぐはぐもいいところということでもあります。

それで、昨日の一般質問の関係でもありましたが、いよいよこれから箱物推進もやっけていきますよと。箱物推進で、町長は、その内容は総合計画に入れ、将来を考え、議会と相談してと。まさに、もっともらしく答弁をされております。

しかし、4年間の町長の施策の推進で指摘できることは、施策を推進していくときの原則、基本というものをどう認識をされているのかと。極めて曖昧だ。ですから、その施策を推進していくときの原則、基本について、どうお考えなのか明らかにしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず基本的に、町の行政のバイブルになるものが総合計画という

ふうになっております。それに列記されていることによって、国・県等の補助等々はそこからいただけたりするわけでありまして、それは総合計画というのを作成する議会の皆さん方の御意見も入れながら、つくっていくと。その中でやってまいりたいというふうになっております。

しかしながら、町民の皆さんからの御要望、いろいろあるものについては、優先的に前倒しにするとか、いろいろそれは考えていかなくちゃいけないことだと思いますけれども、まずは総合計画に入れて、議会の皆さんの御了解をいただきながら進めていきたいというふうになっております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に話を進めますが、まず私の言ったことの不十分さがあるかもしれませんが、基本的に箱物をつくっておくときの施策、その原則や基本はどこかという内容であります。それは基本的には基本構想があると。その基本構想を組み立てて、さらにそれを具体化していくために基本計画がある。その基本計画をさらに実施計画、実施設計というところに詰めていくという、そういう順序をきちっと踏んで、今後、議会と相談しながらおやりになるかどうかということなんです。それはやっていくって言うわな。しかし、4年間の内容はどうであったかということが検証されてきます。

したがって、私が町長に答弁を求める内容は、箱物にあたって、ほかにもありますが、話を余り広げない。箱物にあたっては基本構想、基本計画、実施計画、そういう一つ一つの段階で議会にきちんと話をして、意見も取り入れて、お進めになる意思があるかどうかと。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 基本的に、そのように進めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは当然でしょう。しかし、あなたがおやりになってきたこの4年間、議会とあなた方との関係は何なん。すべからく報告なんですよ、協議という名前の報告。報告とは、既にもうでき上がったものだ。でき上がったものを皆さんにお話しして、意見があったら言えやと。しかし、もう決まったものについての報告だから内容は変えへんよと。こういうことですよ。

といたら、議会との相談なんてことは、要は議会は追認機関であって、自分の露払いをするための議会との協議会だと。その協議会の実態というのは、報告事項であって、協議機関で皆さんの意見を聞きながら、計画や事業の中にその意見を反映していくと、そういうスタンスが全くないと。こういうことでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） すべからく、そのようなことばかりではなかったというふうに思います。報告じゃなくて、事前にお話しもして進めるということで、またやってまいりたいと思っています。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今あなたの言われた内容を今後、柔軟に議会との関係もきちっと整理しながら聞くべきものは聞く、これは絶対聞かへんっていうのが、あなたのこと

の4年間のスタンスということだった。

したがって、私は議会との関係をきちっとやり、あなたも箱物いっぱいという形でやるなら、私はそういう内容で今後進めていくべきだということを申し上げて、これは答弁を仰ぎます、答弁してください。

それとあわせて、次に、企業立地の関係であります。

326万円余りで策定をした企業立地マスタープラン、これには地域住民の安心・安全な生活環境や自然環境の保全に配慮した拡大工業地区の整備により、日本で一番企業が活動しやすい町の実現を目指しますよと、こういう内容であります。しかし、その実態というのは字面はあっても、上から目線で事を進め、都合が悪いことは、ほかの部門やほかの課に責任転嫁して丸投げをする。白を黒と言いくるめると。平然とおやりになる。まさに役人根性で、そういう対応をされておることで、地権者や地域住民の行政不信を招き、さらにそれが進化をしているのが今日の実態だった。

そこで、まず第一に答弁を求めることは、須美前山・東山地区の拡大工業地区の概要について、答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、議会对応の問題でございますけれども、今後におきましても議会とは一生懸命お互いに切磋琢磨しながら、町民福祉のために頑張る予定でございます。ひとつその辺をよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 須美前山の拡大工業地域での関係でございます。

これにつきましては、幸田町都市計画マスタープランの中で11の拡大工業地区を定めさせていただきまして、また企業立地、今言われましたマスタープランの中にも、それを盛り込みをさせていただいております。その中で、地元の区のほうからも要望等がありまして、なおかつ地元にもお話をした中で、その選定のほうの一つとして進めさせていただいておりますという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、それぞれ先ほども申し上げた、あなたも町長と似たり寄ったりだけど、まあそれはいいや。

南山と東山の開発の計画の概要を説明してほしい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 計画の概要ということでありますけれども、これにつきまして、まだあるわけではございません。今、現時点で、それぞれ開発の推進協議会が地元のほうで発足をしておる段階でございますので、詳しい内容があるわけではございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうやって、いつもいつも曖昧にするのね。現にあんたね、5月22日の総務委員協議会、8月19日の総務委員協議会を出してる、この内容は何ですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） それぞれ協議会のほうに、総務委員協議会の中で前山開発推進協議会なり、東山の推進協議会について報告をさせていただいております。

これにつきましては、それぞれ協議会ができて、地権者、目的、あとそれと、構成員がどういう形か、設立の日、あとこれに伴いまして、どのような経過で総会まで至ったか。それと、おおよその区域を報告させていただいたという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それが概要じゃないのかね。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 申しわけございません。それでは、前山の状況でございます。

これにつきましては、目的としましては、須美前山地区の将来に向けて活力ある地域づくりを推進するために、町との連携のもとに土地利用を観点の主軸として、調査・研究・計画・立案をし、その実現を図る目的でございます。

前山の土地所有者につきましては、31人でございます。設立年月日は、平成26年7月24日でございます。

経過としましては、平成22年3月にマスタープラン、先ほど言いました一つに位置づけをしまして、平成24年から平成26年、須美区からの企業誘致の要望がありまして、それぞれ地権者会議・設立準備会をそれぞれ開催しまして、先ほど言いました7月24日に設立総会ができたという内容でございます。

もう一つの須美東山の関係でございます。これにつきましても、目的は同じでございます。

構成員につきましては37人。設立日は平成26年5月19日という内容でございます。

経過につきましては、マスタープランの中の一つで、7月14日に設立の準備会を開催しまして、先ほど言いました5月19日に総会を開催したという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に前山の関係で、設立総会が7月24日の行われたよということではありますが、この設立総会の関係で、過半数の出席がなければ総会は成立をしないということですが、過半数の出席はありましたか。あるっちゃうことになつとるわな。なあってある。けども、前日にそこへ行かなかった地権者のところに、出席をしたことにしてくれと。委任状は、総会前に地権者から提出をされるものだと。

しかし、その委任状の提出もないと。総会が終わった後、この日は夜からやられたわけですから、明くる日以降に日を変えて、委任状を集めたと。現に来たっていう人が言っちゃうわけ。そういう事例はございませんか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 前山の設立総会でございます。7月24日の7時から須美の公民館で開催をされております。

会員総数、先ほど言いました31人でありまして、出席者は19人、61.3%の方が出席をされております。その中で、これは基本的に、地権者及び区が開催をされた総会でございます。その中で、委任状は、そのとき確かに5人の委任状の提出があったわけですが、その後、役員さんが回られたというふうにお聞きをしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、当然ですよ。これはあなた方が、その総会を開いたんじゃない。地権者が権利者として、この開発についてどうするかという推進協議会ですから、その推進協議会に、あなた方が立ち会ったことは事実です、出席されたことは。その状況は、全部承知しておく。

そういう中で、過半数に達しないと。あるいは委任状が少ないと。こういう中で、あなたも言われたように、委任状というのはそもそも、事が始まる前に、私は出席できませんから全ての権限を主催者等に含めて委任をしますという、これがあってはたすわけですよ。

委任状を出さなかった。出さなかったって、これ、あなた方が回ったじゃん。役員が回りました。それは、何で役員が回ったのか。それは、企業立地課が地権者説明会で配った、たくさんの資料があります。その中でこの地域の開発の手法は県の企業庁による開発の手法ですよ。で、県の企業庁の開発の手法である限り、地権者100%の合意・同意がなければ、開発はできませんよという、おもしろがかった。

こういう中で、このままの状況では頓挫しちゃうという形で焦りがあった。それは、行政も一緒なんですよ。行政の意を酌んで、本来、委任状は事の始まる前に納めて、その態度を表明する。それを書面で示すというものでありながら、終わってからつじつま合わせをやる。あなたも認められたように、それはわしは知らんことだと、地権者が地域がやったことは私は知りませんよと、こういう対応では、それはもちろん、あなた自身が手を染めたということは申し上げない。

しかし、そういう実態について、あなたは承知の上だと。承知の上でありながら、この問題は今後どうするのか、どう発展していくのかという点でいくと、暗雲が立ち込めていると。それを払拭するために、そういう手を打たれたよということですが、よろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきまして、私が聞いておる中では協議会の役員、地元の役員さんが、本来なら出席する方が出席をされていないということですので、一度その内容を聞いてくると、お話をしてくるということで、それぞれ欠席をされたところへ回られたということは、お聞きをしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたも今いみじく言われて、本来出てこないかん人が出てこやへんじゃねえかと。なぜ出てこんのかと。それは本人の意思なんです。本人の意思で欠席をされたと。あなた方も含めて、いや、あの人に来んとまじいじゃねえかと。ずっと、それで後日、日を改めて、おい出席したことにしてくれやと。きのう、スタッフ何とかって言ったな。捏造する、でっち上げた、こういう断層の話もあった。

まさに、そういう捏造とでっち上げで、総会があたかも成立しとらんとは申しませんよ。成立しとらんとは申しませんが、欠席者に出席をしたことしてくれと。委任状出さない人については、おい、何で出してくれんだというやり方が正当性ありますか。あなたは、それを弁護しますか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず基本的に、これは地元の方がやられたことだということは抑えておきたいというふうに思っております。その中で、地元の役員さんが出てこられなかった方について、どういうふうに考えてみえたのかなとか、そういうことをただお聞きしようという中で回られたというふうに理解をしております。

そうした中で、委任状をそのときにもらわれたということでもありますけれども、そういうものはやはり、当然、今議員言われるように、委任状については前に出さなければ本来の効力がないというのは、そのとおりでございます。それと、また、議員言われるように、出席者31名のうちの19人、61%の方が出席をしておりますので、本来、この総会というものの自体は成立をしておるというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから私は、総会そのものは過半数はいつとるだろうと。いろんな見方があるけど、そういうことはともかく。先ほど申し上げたように、開発の手法は地権者全員の合意・同意がなければ、県の企業庁へ進達することはできません。進達しなければ実現しませんよと。こういうことに一番の問題があるから、そういうところに話が出てくる。

じゃあ、この2つの区域、前山と東山の区域について、これは地元だ地元だと言いながら、もちろん地元とのかかわり合いはあります。しかし、企業立地課が6月19日付で企業立地課長名で、関係各位という形で、須美前山・東山地区の現地調査立ち入りについてお願いという文書を出しました。その区域決定は誰がやった。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、私もしっかり承知をしておりませんが、当然、地元の方とこのようなエリアで立ち会いをしたいというふうに地元の方と、地元の役員の方と協議をしながら決められたことだというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企業立地課長の名前で出した文書だ。裏話として、裏話という言い方が適切かどうか、ごく限られた役員の人と協議をされたというふうには思いますが、このお願いの文書とあわせて調査対象区域図というのが出ておりますよね。この区域の中で、私はそんなことは全然知らなかったと。ある日突然、この文書が来て、おい立ち入るで、頼むわなど。誰が決めた。こういう問題が不信感として、だーっと広がったのよ。そうした気づきに、あなた方は調査は強行された、実証されたと。そして一応、線図としてはできたと。

その中で、あなた方がどういう対応をしたのか。区域の中に入れて、地権者の理解や合意が得られないと。そういうとこの人については、区域外じゃあいいじゃねえか。問題があったら、その区域だけ外して、言い方悪いけど仲間外れにしちゃあいいじゃねえかと。こういう対応ですよ。

自分たちに手落ちがあったことを認めずに、ぐずぐず文句言うなら外しちゃえ、仲間外れにすりゃいいじゃないかと。こういう、あなた方の上から目線、責任を転嫁するやり方について、まあ、これはしょうがねえなどと言う地権者もあわせて、町のやり方って

いうものに対する不信任というものが広がっておりますよ。その認識はありますか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきまして、先ほども説明をさせていただきましたけれども、平成24年度から3年間にわたりまして、地元の区長さんから地元の開発をしてほしいという地元からの要望に基づいて、企業立地課のほうで動いておるわけでございます。

まずは、地元からというお話の上で動いておって、企業立地課が主になってやっておるということではないということだけ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企業立地課だけかかってというのは、企業立地課がやっとなるから理解してる。地元地元と言われるけれども、この関係には経過があるわけ。地元がそういう動きをしたときに、ばかもんがって言って地元から大きな声が出て、あなた取り下げて頓挫しちゃったじゃない。違うか。

それで、ある事例があって、余り具体的に言うとあれだけれども、天国に召されちゃったと。かさぶたが取れたって、それ行けて、地元から出てきたわけだな。そういうやり方が皆さん、区民の人たちは、地権者だけじゃなく区民の皆さん全員知っとるわけだ。

あれだけ開発の関係でいろいろ問題があって、地元の役員もちょっと手ぐすね引いて待って、かさぶたが取れたら、それ行けて言ったときに、地元から上がってきたよというのが、あなた方の逃げ道。だけれども、地元から上がったことは、それは事実です。別に否定しない。

ただ、そうしたときに、背景的な状況と情勢がどうなったかということも賃借しないと、形ばかりやっておっていくと、地元から思わぬアクシデント、反発が生まれますよということを申し上げた。そこら辺はどういうふうに認識をしているのかと。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 当然、開発等進めていく上では当然、地元の理解というのは、もちろん必要であるかと思えます。

先ほど、今、議員言われましたように、地元のほうで反対があって一部頓挫したという言い方されましたけれども、そういうことは、やはり地元の意見を聞きながら進めておるといふ結果のあらわれの一つではないかというふうに思っております。そういう中で、今後も地元の意見を聞きながら、企業立地課としてもサポートというか、そういう形で一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、地元地元と言いながら、あなた方自身が総務委員協議会に示した面積が変わってきとるわけだわな、2つとも。何で変わったの。そこには保安林があると。保安林があるから、保安林はまずいからって区域減らしちゃって、減らした内容も総務委員協議会の始まる前に、もうあなた方は決定しとるわけだよ。決定したけれども、総務委員会にはそんなこと口を拭って知らん顔しとるわけだ。そうか、違うか。面積が変わったでしょ。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 面積につきましてですけど、当初から、このエリアありきという形で進めさせていただいておるわけではございません。当然、地元説明をする中で、ある程度、このぐらいのエリアではどうかという、たたき台の中で話をさせていただいておるものでございます。

今後、企業庁等をお願いをしておるわけですけども、そうした中で当然、正確な区域というのは、また確定をしてくるのではないかというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、計画はそうだよと言いながら、議会に出した資料が間違ってるよ。その間違ってることも協議会が始まる前に、もうわかっておる。わかっておったけども口を拭つとるから、あなた方のやり方っていうのは、議会ももちろん、地元ももちろん。そして、あいまあって言いながら突き進んでいって、企業庁にやるんだと。

○議長（大嶽 弘君） 残り、1分です。

○14番（伊藤宗次君） という形で、あなた方これから、事がなっていくますかということ

を。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきまして、先ほど言いましたように、ある程度の面積をこのような形でどうかということで、地元と話をさせていただいたということでございますので、企業立地課が線を引いて話をしたということではなく、地元の方と、このようなエリアは例えばどうですかという形で話をさせてもらった、まだ何も決まってい

ないということでございます。

そのような説明を協議会の中で明確にしなかったかというのは、ちょっとそれは申しわけなかったかもしれませんが、まだエリアが決まっておるわけではございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） エリアは決まっていなくても、勝手にあなた方が変えた。変えたときに、いやあ、わしは申しわけなかったって、ほんなら後から気がつく寝ションペンと、初めから承知の上でやつとるわけ。だから、あなた方はそういう内容があるよということ

を申し上げて。もう時間があらへんのかな。

先ほどの浅井議員の中でも土砂災害の話がありました。この地域、今から40年前、大変大きな災害があったと。あなた方は、それをどう理解しておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 40年前ということで、私の中では昭和46年の台風23号の関係かとは思いますが、そういう形で、それ以外にも台風8号とか、そういう形で災害がこの須美の地区にも発生をしているということは承知はしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 七夕豪雨っていうやつやな、今から40年前。七夕豪雨で幸田町も大変な被害を受けたと。そうした中で、ミカン畑の開墾をやってきた南山、ここで約1

キロにわたって山崩れがあり、果樹園等が埋まると、こういう記述がある公文書がありますよね。そういうことがある地域を承知しながら、開発を進めていく。このやり方については、地権者でない地域の人たちが七夕豪雨の記憶、なにくんどるんだと、こういうことでもあります。時間がないようでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 質問者に申し上げます。制限時間を超過しましたので、発言を終えてください。

企画部長。

○企画部長（大竹広行君） そのとき、須美とか逆川、桐山等で果樹園の崩壊があるというような記載は確かにあります。

今後、開発の中で法律と関係機関等と協議をしながら、企業庁で採択していただければ、そのような形で、また進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月18日木曜日午前9時から再開いたします。

本日一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月18日木曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年9月12日

議 長

議 員

議 員